

電磁式を含む水道メーターの検定有効期間の見直しについて



- 電磁式を含む水道メーターは、技術進歩により、耐久性が改善され、長期の使用に対する支障はほとんど見られない
- その一方で、**現行の計量法に定める検定有効期間は従前のまま8年となっている**
- このため、検定有効期間に基づく電磁式を含む水道メーターの購入及び取替えに要する費用は、水道財政において大きな負担となっている。

問題!

- 水道メーターは、技術進歩により、耐久性等が改善され、長期の使用に対する支障はほとんど見られない
→ 現行の計量法に定める検定有効期間の見直しがなされていない
- 水道メーターの購入・取替費用は、水道事業者の負担において行われる
→ 水道事業財政において大きな負担



【参考】水道メーター（電磁式を含む）

- 計量法第16条ほかに規定されている特定計量器
- 水道事業者は、給水状況に応じて、適切な口径・種類の水道メーターを採用している
- 平成17年3月 計量法の省令(特定計量器検定検査規則)改正
 - ✓ 日本工業規格(JIS)を計量器を検定・検査する際の技術基準とする
→ 目的:計量器の技術進歩に応じた速やかな対応を容易にする
:国際整合化を推進する
 - ✓ 性能についての選択制導入
→ 使用目的、用途、経済性等を考慮して、水道メーターの性能要件を選択できる
 - ✓ 計量精度の向上
→ 器差の許容値の±5%の小流量域が狭められ、±2%の大流量域は増加し、計量精度が向上
- 平成23年4月 新基準対応メーターへ移行
- 平成31年3月 新基準対応メーターへ移行完了



電磁式を含む水道メーターの耐久性能の検証を行い、**検定有効期間を見直す**こと